○ 厚生労働省令 第百四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月三日　　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百六十六号を第三百六十八号とし、第三百二十四号から第三百六十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三百二十三号を第三百二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十五　２－メチルブタノール

別表第一中第三百二十二号を第三百二十三号とし、第四十二号から第三百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　イソブチルアルデヒド（別名イソブタナール）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。